都市環境学部教員 各位

2021年度 客員教員・客員研究員の受入れについて

2021年度に客員教員・客員研究員の受入れを希望される場合は、以下の通りお手続きください。

1 提出書類

理系事務室ホームページにアップする様式に記入し、電子データにて期限までに提出してください。

区分		担当教員申請書	研究期間延長願	履歴書・研究業績調書
客員研究員 客員教員	新規	0		0
	継続		0	0

(留意点)

- ・受入れ期間は1年以内(2021年4月1日~2022年3月31日)です。
- ・「継続」とは、2021年3月31日現在、客員教員・客員研究員として在籍している方が、20 21年4月1日以降も同じ共同研究事項のため引き続き在籍する場合をいいます。

共同研究事項に変更がある場合は「新規」となります。

- ・本務先への委嘱依頼状、兼業申請等が必要な場合は、申請書の本務先欄(または延長願の欄外) に記入してください。
- ・本務先所定の様式がある場合は、申請時に合わせてご提出ください。
- ・博士研究員の申請は様式が異なりますので、ご注意ください。

2 提出期限及び提出先

2021年1月22日(金)まで

理系管理課庶務係 齊藤 (3011) saitou-ayano@jmj.tmu.ac.jp

3 今後のスケジュール

1月22日(金) 必要書類提出締切

2月 3日(水) 代議員会(客員研究員・客員教員の受入れについて審議)

人事委員会(客員教員の名称付与について審議)

3月 中旬~ 受入決定通知を受入教員経由で本人へ送付

4 参考(規則より)

(1) 客員教員

大学に常時勤務する教員以外の者で、大学等の教育又は研究に従事する者のうち、適当と認められる者に対して、客員教員として次項に定める名称を付与することができる。

- ・教授に準ずる資格を有する者 「客員教授」
- ・准教授に準ずる資格を有する者 「客員准教授」

(2) 客員研究員

学外の学術研究者との交流を図ることによって、学術の進展に寄与するため、大学等において高度の研究に従事しようとする者を客員研究員として受け入れることができる。

① 客員研究員とする条件

教授、准教授又は助教に準ずる資格を有する者 研究の実施のために、必要な研究業績又は研究上の能力を有する者

② 待遇 客員研究員には、給与その他の給付は支給しない。